こく　せつ

『克雪』

皆さんの雪対策へのご理解とご協力を

～「公・自・共助」により、活力のある
住みよい地域づくりを目指して～



『今日、暮らしにおよぼす雪の障害は、全市民の力を結集した、たゆみない努力と、創意工夫によって克服されてきていますが、なお、大きな課題であることにかわりありません。

わたしたちは、全市民の知恵と力を寄せ合って、雪が持つ障害要因を取り除いていくことに努め、ふるさと飯山に暮らす喜びと誇りを、より一層大きく育てていくことを決意するものです。』

昭和 62(1987)年 10 月「克雪都市宣言」抜粋

令和８年（2026 年）11 月

長野県　飯山市　除雪対策本部

『まえがき』

今年も冬のシーズンがやってきました。

飯山市では、市民の皆さんが冬期間も安全で安心して暮らせるよう、除雪作業に真摯に取り組み、円滑な実施に努めてまいります。

しかし、限られた予算の中で、すべての除雪や雪処理を行政だけで担うには限界があります。ふるさと飯山での冬の暮らしを快適なものとするためには、市民の皆さん一人一人のご理解とご協力が欠かせません。

このガイドブックは、飯山市の雪対策について理解を深めていただくとともに、市民の皆さんと関係機関が互いに協力しながら克雪活動を推進し、活力ある住みよい地域づくりを進めることを目的に作成しました。

39 年前、先人たちが掲げた「克雪都市宣言」。

その精神を受け継ぎ、雪と共生しながら、ふるさと飯山に暮らす喜びと誇りを持ち続けられるよう、これからも雪対策に取り組んでまいります。

【　目　次　】

１　除雪作業にご理解を（公助）　・・・・・　１

２　除雪作業にご協力を（自助）　・・・・・　４

３　その他の除雪支援体制（共助）　・・・・・　６

４　除雪対策本部によくあるお電話から（Ｑ＆Ａ）・　８



飯山市除雪対策事業イメージキャラクター
「ゆきのけ-chan」

1　除雪作業にご理解を（公助）

（１）市道除雪

①除雪作業には出動基準（目安）があります

道路上の積雪が10cm を超えた場合に出動する目安にしています。



『全国的にも 10cm 超が出動目安となっており、
車の地上最低高が９cmであることや機械による
積雪量が 10cm 程度必要（物理的・効率性などを鑑み）
と経験上からも言われている点からです。』

ただし、10cm と言っても、降雪後、晴天が見込まれる場合などは、出動しないことがありますので、一概に10cm とは言えません。

あくまでも目安となっています。

②除雪作業は、通常、1日2回

市道の除雪作業は、市内を13ブロックに分け、そのブロック内で工区が分かれており、市内全域で90工区を数え、工区ごとに除雪作業委託業者が就きます。

業者が受け持つひとつの工区の作業時間は、おおよそ4時間から5時間かかりますので、1日の作業最大回数は、通常2回の出動となります。

③通常作業は早朝と日中

安全性と効率性を求め、通勤や通学時間を避けて除雪作業にあたります。明け方の除雪は、朝7時を目途に、夕暮れは17時を目安に作業が終わるよう努めています。



『明け方や夕暮れ時に降り始めた場合
10cm を超えても除雪作業を次回に
見送る可能性があります。』

④通行車両の優先確保

降り始めの時間により、交通渋滞を避けるために、幹線道路などは、通行車両を優先しますので、除雪作業を一旦中断する場合や路側帯、玄関先に雪が留まる場合があります。

作業の再開や2次除雪までの間、ご不便をおかけします。

⑤拡幅除雪

堆雪場の確保が難しい路線（住宅が並び空き地が確保できない路線）では、やむを得ず道路上に堆雪する路線があり、通行に不便が生じてきます。

降雪予報や堆雪状況を見て道路の拡幅除雪を行います。

『早くてきれいな除雪には、
堆雪場の確保が絶対条件。』



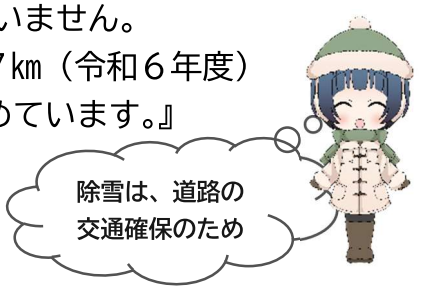
⑥歩行者の利用状況による除雪

交通量が多い道路には、両歩道の整備されている幹線道路があります。

市では、冬期間においても公共施設の周辺や主要通学路など歩行者の利用状況を鑑み、歩道も除雪作業の対象としております。

しかし、堆雪スペースの確保や除雪作業時間の制約などから、全ての歩道が対象ではなく、歩道除雪を行う路線においても「片側除雪」を基本としております。

『車道においても全ての市道の除雪は行っていません。
市道総延長≒７７２㎞　除雪延長≒３４７㎞（令和６年度）
市内の市道の内、約４５％の除雪に留めています。』



⑦除雪作業の経費

市では、除雪対策事業費として、約 347 ㎞を 5 億 1,400 万円かけ、除雪作業にあたっています。（R6 年度当初契約）

その内、国の補助金を除くと年間 約 3 億円の市費を投じて市道の除雪を行っていることとなり、これは、市の人口を 18,000 人とすると、一人当たり、1シーズン 17,000 円/人 の経費がかかる計算となります。

この経費をいかに安く、効果的に、かつ、効率よく充てていくのが、市の大きな課題となっています。





（２）堆雪場の排雪

①堆雪場（突き出し場所）の確保

機械除雪には、道路の外に出す堆雪場（突き出し場所）の確保が大変重要となります。

この場所が確保されるかどうかで、市道除雪の良し悪しや作業の難易度に関わってきます。





②堆雪場の排雪作業経費

堆雪場の空きが少なくなってくると除雪作業に影響を来します。

一定程度の積雪量になった場合、排雪などの処理を行います。

前記に市道除雪費の経費のお話をさせていただきましたが、排雪経費として、市では、1 億円程の市費を投じて作業にあたっています。

よって、この経費を先ほどの除雪作業経費に足すと一人当たり1シーズン22,000 円/人の経費がかかる計算となります。

3人家族で、1シーズン除雪費用 66,000 円をかけることとなります。

（R6年度当初予算値）



『各家庭からの雪をむやみに堆雪場に積む
（捨てる）ことで費用がかさみます。
おやめください。』







２　除雪作業にご協力を

（１）ルールとマナー

①車の運転は優しく、慎重に

制限速度や無理な追い越しなど交通ルールを守っていただくのは当然ですが、降雪時などは思いもよらない状況に出くわします。

道路に雪の塊があったり、倒木があったりと。

運転速度には十分、気を付けてください。

また、雪道に慣れているからと言って強引な追い越しや低速車への煽り運転などはおやめください。

除雪車による作業中においても同様です。とにかく「優しく、慎重に」お願いします。

②道路に雪を出さないで

道路への雪出しは、車などの通行の妨げとなり、事故の原因となるほか、除雪作業の遅れ、経費増などにつながるため、おやめください。

敷地内の雪は、道路に出さず、敷地内への堆積や業者依頼での排雪など、自らの責任において処理をお願いします。





③路上駐車はしないで

路上駐車は、除雪作業の大敵です。

除雪作業ができなくなり、交通の妨げになるのでおやめください。





④通行に支障となる物の管理徹底

道路沿道の立木の処理をお願いします。

立木や枝への雪着により、倒木や枝垂れなどが発生し、通行車両や歩行者へ害を与えることがありますので日頃から点検をお願いします。

もし、通行車両や歩行者へ損害を与えた場合は、自己責任となりますのでお気を付けください。

屋根雪も同様です。

落下した雪や雪庇により、道路をふさぐ事例が毎年のように報告されています。

市では、個人（事業者）が起因とした除雪は、原則行わないので自己の責任において管理の徹底、処理をお願いします。

（２）皆さんにお願いしたいこと（自助）

①ご自宅前の除雪

道路と自宅などの境界付近に、除雪により「かき分けた雪」が、玄関前や車庫の前に寄せられます。

市で行っている除雪作業は、限られた時間と労力での作業となることから、皆さんの冬の暮らしの確保に寄与するべく「自助」へのご理解をいただきつつ、寄せられた雪の処理は各家庭で処理をお願いいたします。

②ご自宅前の融雪

ご家庭内での融雪により発生する「道路氷結」については、融雪剤の散布などを行い、通行車両や歩行者の安全確保に努めてください。

積雪が無くても日頃から点検をお願いいたします。



③除雪後の路面凍結

除雪車が作業した後は、特に道路表面が凍ることが多々あります。

市では、車道の凍結は、重大な事故につながるおそれがあるため、幹線道路などでは、融雪剤の散布を行っている路線もありますが、融雪剤は周辺土地への影響もあることから、必要最小限の散布にしております。

また、皆さんの冬の暮らしの確保に寄与するべく「共助」へのご理解をいただきつつ、集落内の坂道や歩道においては、地元の皆さんで、ご対応をしていただいております。

歩行者の皆さんは、冬期間の歩行について、特に注意するよう、心がけてください。

④公的な敷地での管理

ゴミ集積所や消火栓、地区公民館などの公的な敷地が集落内に点在しております。

ご協力いただいている堆雪場もありますが、公的な敷地については、区長会やその他の自治組織を通じた相互の協力により、使用される関係者での除雪や春先の清掃作業をお願いいたします。

⑤ご自宅（所有物件）の管理

雪下ろしの際に必要となる落下防止設備の設置や雪止め金具の点検など、ご自宅等の雪に対する対策をあらかじめ講じてください。

３　その他の除雪支援体制（共助）

（１）飯山市雪かき支援事業（危機管理防災課：☏ 67-0721）

自らの労力で自宅などの除排雪ができない「除雪困難世帯」へ、市民と事業者、行政が協働して雪下ろしや排雪などの雪かき支援を行う制度です。

制度上、原則、除雪作業等の費用負担が生じますが、世帯要件によって、住家については、無料となることがありますので必要に応じご相談ください。



（２）高齢者等玄関先除雪支援事業（危機管理防災課）

高齢、障がい、疾病等のために道路から玄関先まで、自力での除雪が困難な世帯に対し、除雪の支援を行う制度です。

15 ㎝以上の積雪があった場合、概ね1mの通路を確保するよう除雪を行います。

助成は、全額と一部で区分が設けられており、自己負担が異なります。

（３）飯山市小型除雪機等購入補助事業（危機管理防災課）

市の除雪に関する事業（雪かき支援、玄関先、スクラム除雪等）への協力、登録している方を対象にハンドロータリー除雪機等の購入費用の1/10 補助を行っております。（個人 10 万円、区等 30 万円上限）



（４）スクラム除雪事業（道路河川課：☏ 67-0737）

市道除雪路線外の市道認定路線にて、区が行なう除雪に対し、使用する除雪機の機械損料及び燃料費として、市が、経費の一部を負担する制度です。

区長から指定された作業実施者が、区長の確認を受け、安全対策を講じたうえに除雪を行います。

例としては、歩道・幅の狭い道路・急こう配道路など除雪重機では作業がままならない箇所や区内で必要な路線などで実施されています。

（５）歩道確保除雪事業（道路河川課）

市道除雪路線外の市道認定されている歩道路線にて、区民が行なう除雪に対し、使用する除雪機の機械損料及び燃料費の一部を支援する制度です。

（６）飯山市住宅屋根克雪化事業（移住定住推進課：☏ 67-0740）

住宅屋根の雪下ろしによる身体的負担の軽減や転宅事故等防止のため、屋根の改修工事等に対して、一定の補助金が交付される制度です。

補助を受ける額について、高齢者世帯での改修補助とそうでない者の補助額が異なります。

例として、融雪装置設置工事や落雪式屋根改修工事、命綱固定金具設置工事などがあります。





（７）飯山市高齢者等玄関先融雪対策補助事業（移住定住推進課）

高齢者等弱者世帯の玄関先から道路までの融雪マット購入等にかかる費用の一部を補助する制度です。

６５歳以上の方のみの世帯が対象となり、融雪装置の購入費のみが対象となります。





４　除雪対策本部によくあるお電話から（Ｑ＆Ａ）



市は、除雪作業に対して総合的な見地から、除雪計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進するよう取り組んでまいりますが、この実現には、皆さんの協力がなければ成り立ちません。

ここでは、除雪作業について、よくある電話（質問・要望）11項目についてお知らせしますので参考にしてください。

Ｑ　１「除雪に来るのが遅い」

Ａ １　①道路上の積雪が 10cm を超えた場合に出動する目安にしています。
②交通への支障や危険性が増す「通勤時間と通学時間」は避けます。
③除雪機の故障など予想外のことが発生します。
・・・ので、一概に「○○時までに除雪が完了する」といった時間の観念はありません。

Ｑ　２「除雪（状況や仕上り度）が悪い」

Ａ ２　降雪の状況（積雪量・交通量）により、道路が圧雪になったり、雪塊の放置が生じたり、様々な状況が考えられます。
除雪オペレーターは、できる限り、通行に支障を来さぬよう道路除雪に努めますが、場合によっては、皆さんで補っていただくなど「自助・共助」へのご理解をお願いします。



Ｑ　３「坂道（道路）が登れない」

Ａ ３　部分的な道路除雪は行っておりません。
道路の除雪作業を開始する場合、その区域（ブロック）を全て行うこととなるため、時間上、1日に作業ができる回数は、通常2回と考えています。
急で強い降雪などでは、10 ㎝以上の積雪が生じることがありますので、予め降雪予報等を注視して、余裕の持った行動や交通の安全確保に努めてください。

Ｑ　４「緊急車両が通れない除雪して」

Ａ ４　上記Q3と同様です。しかし、万が一、緊急車両運行時の判断により、除雪作業を要する場合には、岳北消防本部との「ホットライン」にて連絡を受け必要な対策を講じることとなります。

Q　5「屋根雪の落雪により道路をふさいでいる。何とかして」

A　5　家屋の所有者等自己の責任において、処理をしてください。

また、落雪により、通行者等へ被害を与えた場合も自己の責任となりますので日頃から管理の徹底をお願いします。

なお、空き家や高齢者がお住いの家屋から、屋根雪が道路へ支障した場合は、区長さんに先ずは相談。

管理されている方などへ連絡、現場の状況など確認したうえで除去をお願いしてください。



Q　6「堆雪場の雪がいっぱい。排雪して」

A　6　堆雪場を使用させていただいている除雪業者の判断により、市との協議により、排雪作業を行いますので個人からの依頼は受け付けておりません。

また、あくまでも道路除雪で使用させていただいている堆雪場ですので、各ご家庭や事業所などの雪は搬入しないでください。

Q　7「〇〇〇〇集会所の除雪をして」

A　7　市道の除雪が原則となりますので、自己の管理内で行ってください。

Q　8「除雪によって〇〇が壊れている」

A　8　ご連絡ありがとうございます。

緊急性がないものや危険が生じるおそれがないものは、雪解けを待ってなおすこととなります。



Q　9「除雪オペレーターの交代を」

A　9　ご連絡ありがとうございます。

従事している作業者の運転マナーが悪いなど、お叱りの電話をいただきます。

契約に基づき、従事者の皆さんへ指導を行ってまいります。

現在、本市でも、オペレーター不足が課題となっておりますが、オペレーターを「育てたい」心持ちで業者との連携を図ってまいります。

Q１０「車道幅が狭い。排雪はできないの」

A10　積雪量が増えると道路沿道の民地での堆雪により、道路の肩（隅・端）の除雪ができず、車幅が狭くなってしまいます。

排雪作業まで、相互の交通使用にご理解ください。

Ｑ１１「雪が降り続くなか、ご苦労様です」

A11　シーズン中「激励」をいただくことがあります。
作業従事者と共有させていただき、皆さんと共に「克雪」してまいります。

【目指す取組み】

『 克 雪 』

公 助 ・ 自 助 ・ 共 助

「互いの連携により、より効果的なものになる」

実践

① 予想する（降雪・除雪の状況）
② ルールを守る
③ できることを行う
④ 支援を受ける
⑤ 雪に親しむ（慣れる）



～「公助・自助・共助」により、活力のある
住みよい地域づくりを目指して～

発行元 ： 長野県 飯山市 道路河川課
☎ 0269-67-0737　✉：dourokasen@city.iiyama.nagano.jp